

医療法人の分割と労働関係 について

一般社団法人 日本医療法人協会
会長代行 加納 繁照

全国に占める割合をみると・・・

公的は

病院数の

2

割

病床数の

3

割

救急搬送数の

4

割

民間は

病院数の

8

割

病床数の

7

割

救急搬送数の

6

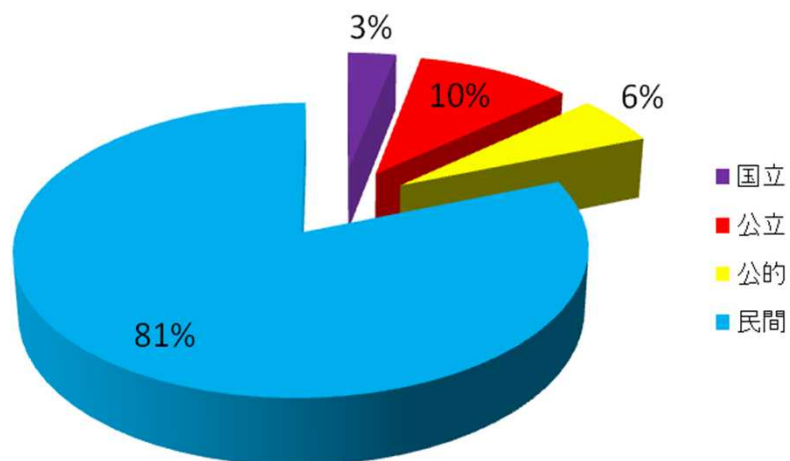
割

の法則

民間病院が急性期も慢性期も精神科も全て支えている！

全国の 病院数・病床数・救急搬送数割合

設立主体別病院数の割合（平成25年度）



病院数 8割

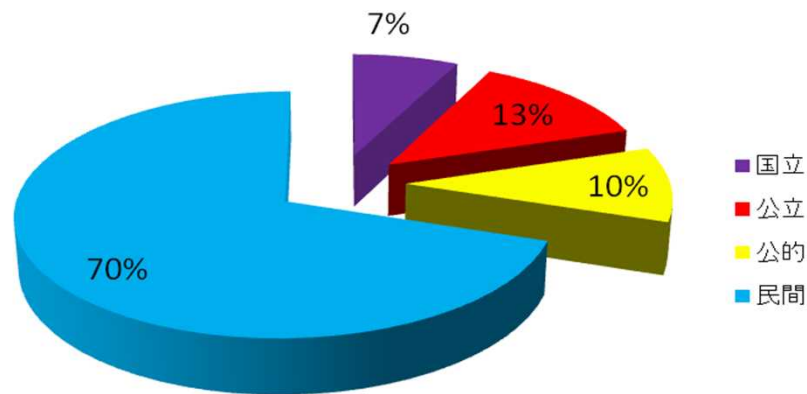
そのうち 83% が医療法人

全国の病院数 **8,540** 病院

々 病床数 **1,573,772** 床

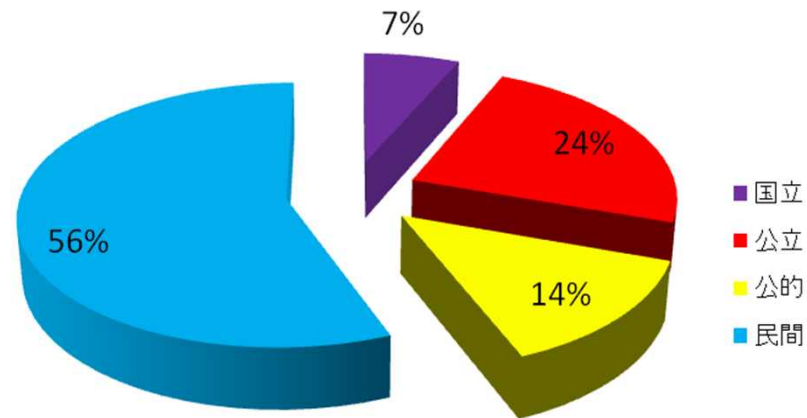
々 救急搬送数 **5,334,930** 件

設立主体別病床数の割合（平成25年度）



ベット数 7割

全救急搬送数に占める医療機関別の割合（平成25年度）



救急搬送受け入れ数 6割

医療法人の医療提供体制における位置

○医療法人数は49,889法人。うち84%が一人医師医療法人(診療所や歯科診療所を開設)。残る16%が病院や介護老人保健施設を経営。

○全国の病院の約67%(全体の3分の2・分類中1位)

○全国の診療所の約38%(全体の3分の1以上・分類中2位。最多は「個人」の約45%)

○全国の歯科診療所の約17%(分類中2位。最多は「個人」の約82%) (平成25年医療施設動態調査)

を占め、わが国医療の根幹を支えている。

日本医療法人協会とは

日本医療法人協会は、病院を経営する医療法人の経営者（理事長）の集まりである。

1952年に設立、2013年に一般社団法人化。会員数は1031法人。医療法人の健全な発展を目的とした各種活動を展開している。

全国医療法人経営セミナーや経営講座の開講等により、経営能力の向上や医療を取り巻く諸制度の研修に努めているほか、政策面では、医療法人制度のあり方や税制上の取扱いについて提言している。

医療をめぐる人的規制(1)

医療は、患者の治療が第一の目的。

その目的達成のためには、医療知識を備えた専門職が必要。そこから医療法や診療報酬における各種の人的規制(配置基準)が設けられている。

下表は医療法による規制。

		職 種							
一般病院	病床区分	医師	歯科 医師	薬剤 師	看護 師・准 看護 師	看護 補助 者	栄養 士	診療放 射線技 師、事 務員等	理学療 法士、 作業療 法士
	一般	16:1	16:1	70:1	3:1		100床 以上 の病 院に1 人	適当数	適当数
	療養	48:1	16:1	150:1	4:1	4:1			
	外来	40:1	必要 数	処方 箋75:1	30:1				

医療をめぐる人的規制(2)

医療機関に最も影響力を及ぼすのが診療報酬による規制。下表は一般病棟入院基本料の主な算定要件。

入院基本料	所定点数	看護配置	看護師比率	常勤医師	平均在院日数	初期加算	急性期看護補助体制加算		
7:1	1591	7:1	7割以上	10:1	18日以内	14日以内:450 15~30:192	25:1~75:1の配置基準に従い80~160の加算		
10:1	1332	10:1	7割以上	—	21日以内				
13:1	1121	13:1	7割以上	—	24日以内		30:1~75:1の配置基準に従い56~109の加算		
15:1	960	15:1	4割以上	—	60日以内				
特別	584	看護配置・看護師比率・平均在院日数の最低基準を一つでも下回った場合			14日以内:300 15~30:155	—	—	—	

医療をめぐる人的規制(3)

診療報酬においては、入院基本料の算定要件に看護職員に関してのみ月平均夜勤72時間以下という項目があり、これを満たせない場合は3か月間所定点数から2割が削減される。

それ以後も満たせない場合、特別入院基本料に転落してしまい、病院経営に重大な支障が生じてしまう。

これらの規制は病院経営の自由度を奪い、ひいては事業再編等をしにくくしている。

患者の治療に役立つならよいが、夜勤時間規制などは過剰な規制となり、医療機関の再編による患者の利益を奪いかねないのではないか。

医療法人の分割による 事業再編の利用可能性

- 病床機能分化を推進する方策として、スムーズな医療機関の再編を図り、各地域に合った安定的な地域医療供給体制を構築する
- 後継者不足などを契機とした、民間病院の再編を図り、地域医療体制の維持・発展を図る

▪

▪

医療法人の分割に伴う労働関係上の 問題点

1. 医療法人は、多くの職種にわたって**国家資格を有する専門性の高い職種の集団**で構成されており
⇒一般の事業会社を構成する労働者とは、専門性と資格において大きく異なる
2. 専門性の高い職種であることに加えて、**医療法により必要人員数が定められており**、その基準を満たさない場合、事業を継続することができない。分割もできない。

医療法人の分割に伴う労働関係上の 問題点

法人存続の基盤・目的

事業法人 ⇒ 営利追求

医療法人 ⇒ 非営利と公益性

- ・患者様の治療を目的とし、生命を預かっている
- ・地域医療の重要な役割を担っている

人員基準が満たせなくなる場合、医療法人の分割が認められず、地域医療の安定的な供給や医療資源の効率的利用等を目的とした事業再編が制限されてしまう。